

奈良市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、カナ順)

	氏 名	所属 ・ 役職名等	備 考
1	オオガタ ミカ 大方 美香	大阪総合保育大学 学長	会長
2	オカダ カズヒロ 岡田 和久	奈良市PTA連合会 相談役	
3	オカモト サトコ 岡本 聡子	NPO法人ふらっとスペース金剛 相談役	
4	カネノ ヒデカズ 金野 秀一	奈良市自治連合会 副会長	
5	カメモト カズヤ 亀本 和也	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
6	クニハラ チエ 國原 智恵	奈良市保育会 会長	
7	クニモト ヨシコ 國本 淑子	奈良県私立幼稚園PTA連合会	
8	クリモト キコ 栗本 恭子	公募委員	
9	シノダ アツシ 篠田 厚志	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長	
10	スガワ チエヨ 須川 千恵子	公募委員	
11	ニシヤマ ヒトミ 西山 ひとみ	奈良市私立幼稚園協会 研修委員	
12	ハマダ シンジ 浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	副会長
13	フクハラ ススム 福原 晋	奈良交通株式会社 総務人事部 課長	
14	ヨコヤマ マキコ 横山 真貴子	奈良教育大学教育学部 教授	

平成30年8月30日 現在

奈良市子ども・子育て会議 庁内名簿

	氏 名	所属 ・ 役職名等	備 考
1	真銅 正宣	子ども未来部長	
2	川尻 ひとみ	子ども未来部次長	
3	玉置 卓	子ども政策課長	
4	大前 睦美	こども園推進課長	
5	栗山 稔	保育所・幼稚園課長	
6	小澤 美砂	子ども育成課長	
7	野儀 あけみ	子育て相談課長	
8	米田 浩武	健康増進課長	
9	福西 正剛	教育政策課長	
10	小林 正典	地域教育課長	
11			
12			
13			
14			

平成30年4月1日 現在

「奈良市子ども・子育て会議」について

1 概要

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められており、本市では、平成25年3月に「奈良市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「奈良市子ども・子育て会議」を設置しました。

子ども・子育て会議は、地域の子育てに携わる当事者の意見を子ども・子育て施策に反映させることが重要であり、計画を策定すれば終わりではなく、施策を継続的に点検・評価・見直しを行っていく(PDCAサイクルを回す)役割が期待されています。

2 「奈良市子ども・子育て会議」の所掌事務

(1) 子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務

- ① 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員の設定に関する事
- ② 特定地域型保育事業(小規模保育事業等)の利用定員の設定に関する事
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- ④ 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

(2) 幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する調査審議

幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令又は設置の認可の取り消しに関する事

(3) その他、市長の諮問に応じ、奈良市の子ども・子育て支援に関する重要事項に関する調査審議

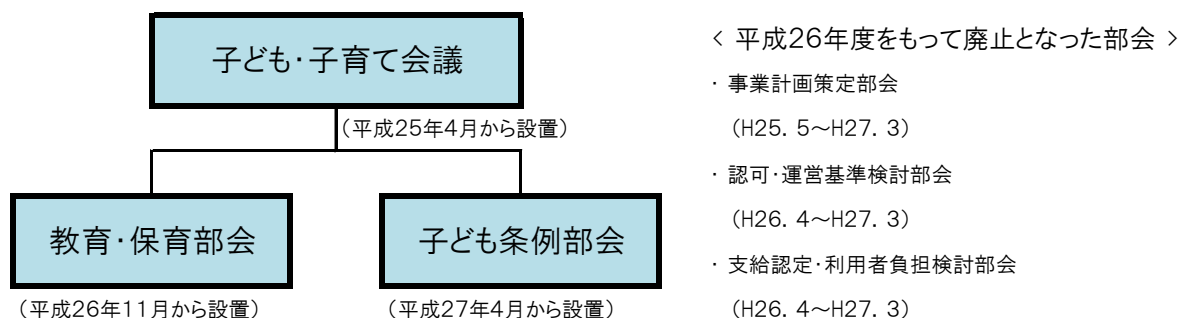
3 委員

会議の委員は、全て外部委員で構成されており、学識経験者や幼保施設・子育て支援事業の代表だけでなく、市内企業の代表、現在子育て中の保護者や市民公募の方にも参加していただくことで、これからの奈良市の子ども・子育て支援について様々な視点から検討を行っています。(任期は3年、定員は15人以内。)

また、特定の分野について専門的に審議を進めるため、部会を設置しており、子ども・子育て会議委員には、部会委員としても参加していただいています。

4 「奈良市子ども・子育て会議」構成

「奈良市子ども・子育て会議」においては、特定の分野について専門的に審議を進めるため、「教育・保育部会」と「子ども条例部会」の2つの部会を設置しています。



5 各部会の所掌事項

(1) 教育・保育部会

- ① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事
- ② 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令又は設置の認可の取り消しに関する事
- ③ その他、奈良市の就学前の教育・保育に関し検討を要する事

(2) 子ども条例部会

- ① 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の規定に基づく事業等の実施状況の検証に関する事
- ② 奈良市子ども会議の運営に関する事
- ③ その他、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例に基づく施策の推進に関し必要な事

6 奈良市子ども・子育て会議開催状況

	日程	主な議題
第1回	平成25年5月30日	(1) 会議の運営について (2) 子ども・子育て支援新制度について (3) 奈良市の現状等について
第2回	平成25年8月30日	(1) 奈良市子ども・子育て会議について (2) 子ども子育て支援新制度と奈良市の取組状況について (3) 部会の審議報告と奈良市版ニーズ調査票について
第3回	平成25年12月19日	(1) 子ども子育て支援新制度と奈良市の取組状況について (2) 第2回事業計画策定部会の審議報告について (3) ニーズ調査中間報告について
第4回	平成26年2月26日	(1) ニーズ調査結果報告書(案)について (2) 第3回事業計画策定部会の審議報告について (3) 平成26年度の方向性について
第5回	平成26年5月28日	(1) 平成26年度の主な検討事項及びスケジュールについて (2) 各部会の審議報告について
第6回	平成26年7月14日	(1) 各部会の審議報告について
第7回	平成26年11月6日	(1) 子ども・子育て支援事業計画素案(中間まとめ案)について (2) 奈良市子ども・子育て会議の所掌事務の追加と部会の設置について
第8回	平成27年1月26日	(1) 新制度における利用者負担額の検討について
第9回	平成27年3月20日	(1) 子ども・子育て支援事業計画素案(最終まとめ案)について (2) 平成27年度の奈良市の教育・保育の提供体制について (3) 部会の廃止について
第10回	平成27年4月30日	(1) 奈良市子ども・子育て会議について (2) 子ども条例部会の設置について
第11回	平成27年7月29日	(1) 認可保育所の新設について (2) 奈良市子どもにやさしいまちづくりプランの進捗管理について
第12回	平成28年2月5日	(1) 奈良市次世代育成支援行動計画(後期)の総括について (2) 奈良市子どもにやさしいまちづくりプランの進捗管理について (3) 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の検証について
第13回	平成28年3月24日	(1) 教育・保育部会の開催について (2) 子ども条例部会の開催について (3) 奈良市子ども・子育て支援推進本部の設置について

第14回	平成28年7月13日	(1)奈良市子ども・子育て会議について (2)「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の進捗状況について (3)平成28年度奈良市子ども会議の運営及び募集状況について
第15回	平成28年8月29日	(1)奈良市幼保再編実施計画に基づく再編実施方針の公表について (2)平成28年度奈良市子ども会議の開催について (3)「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の進捗状況について
第16回	平成29年2月13日	(1)子ども条例部会の開催について (2)「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の進捗状況について (3)保育料の改定について(国からの通知) (4)「(仮称)奈良市子どもの貧困対策計画」について
第17回	平成29年3月28日	(1)子ども条例部会の開催について (2)奈良市子ども会議からの意見に対する市の回答について (3)奈良市子ども・子育て支援推進本部について (4)平成29年度保育料改定(案)について (5)平成29年度の奈良市の教育・保育の提供体制について (6)奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の検証報告について (7)奈良市子どもにやさしいまちづくりプランの中間見直しについて
第18回	平成29年6月21日	(1)子ども条例部会の開催について (2)平成29年度奈良市子ども・子育て会議について (3)「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の進捗状況について (4)「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の中間見直しについて
第19回	平成29年10月12日	(1)教育・保育部会の開催について (2)子ども条例部会の開催について (3)「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の進捗状況について (4)「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の中間見直しについて
第20回	平成30年1月31日	(1)「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の進捗状況について (2)「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の中間見直し案について
第21回	平成30年3月27日	(1)子ども条例部会の開催について (2)奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン中間見直しについて 奈良市幼保再編基本計画及び実施計画の期間延長について (3)奈良市子ども・子育て支援推進本部について (4)平成30年度の奈良市の教育・保育の提供体制について (5)市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準 に関する要綱の見直しについて

7 各部会の開催状況

(1) 教育・保育部会

	日程	主な議題
第1回	平成27年12月22日	(1) 奈良市がめざす就学前教育・保育の提供体制について (2) 提供体制の確保に係る平成27年度の取組状況について (3) 市立こども園カリキュラムについて
第2回	平成28年3月24日	(1) 平成28年度の奈良市の教育・保育の提供体制について
第3回	平成29年10月12日	(1) 市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準に関する要綱について

(2) 子ども条例部会

	日程	主な議題
第1回	平成27年6月4日	(1) 部会の検討事項及び今後のスケジュールについて (2) 奈良市子ども会議の運営及び参加者の募集について
第2回	平成27年10月8日	(1) 奈良市子ども会議の検証について
第3回	平成27年12月14日	(1) 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の検証について
第4回	平成28年3月24日	(1) 平成28年度奈良市子ども会議(案)について
第5回	平成28年11月16日	(1) 部会の検討事項及び開催スケジュールについて (2) 平成28年度奈良市子ども会議の検証について (3) 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の検証について
第6回	平成29年1月25日	(1) 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の検証について
第7回	平成29年3月28日	(1) 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の検証について
第8回	平成29年5月17日	(1) 平成29年度奈良市子ども会議(案)について
第9回	平成29年10月12日	(1) 平成29年度奈良市子ども会議の検証について (2) 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の検証について
第10回	平成30年3月27日	(1) 平成29年度奈良市子ども会議について (2) 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第17条の検証について
第11回	平成30年5月17日	(1) 平成30年度奈良市子ども会議について (2) 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第17条の検証について

8 平成29年度までの取り組み

■ 子ども・子育て支援事業計画の策定(～平成26年度)

＜ 策定経過 ＞

- ・ 平成25年5月から「奈良市子ども・子育て会議」において審議を進め、平成27年3月までに9回の全体会議と10回の事業計画策定部会を開催し「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」を策定した。
- ・ その間、平成25年度には就学前児童、小学校就学児童をもつ家庭を対象に「奈良市子育てに関するニーズ調査」を実施し、その結果を基礎として、各事業の量の見込みや事業計画素案を検討した。
- ・ 平成26年11月18日、奈良市子ども・子育て会議から市長に事業計画素案の中間報告を行い、12月1日～26日にパブリックコメント手続を実施した。
- ・ 上記のパブリックコメント手続の結果を踏まえつつ、素案策定作業を進め、平成27年3月20日の子ども・子育て会議において最終とりまとめを行い、同日、奈良市子ども・子育て会議会長より、市長に最終報告を行った。

■ 各種基準の策定（～平成26年度）

→ 「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴って必要となる各種施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例を新たに制定。

- ① 奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③ 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

→ 「子ども・子育て支援新制度」における利用者負担等に関する基準を新たに制定。

- ① 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

■ 子ども・子育て支援事業計画の進捗管理（平成27年度～）

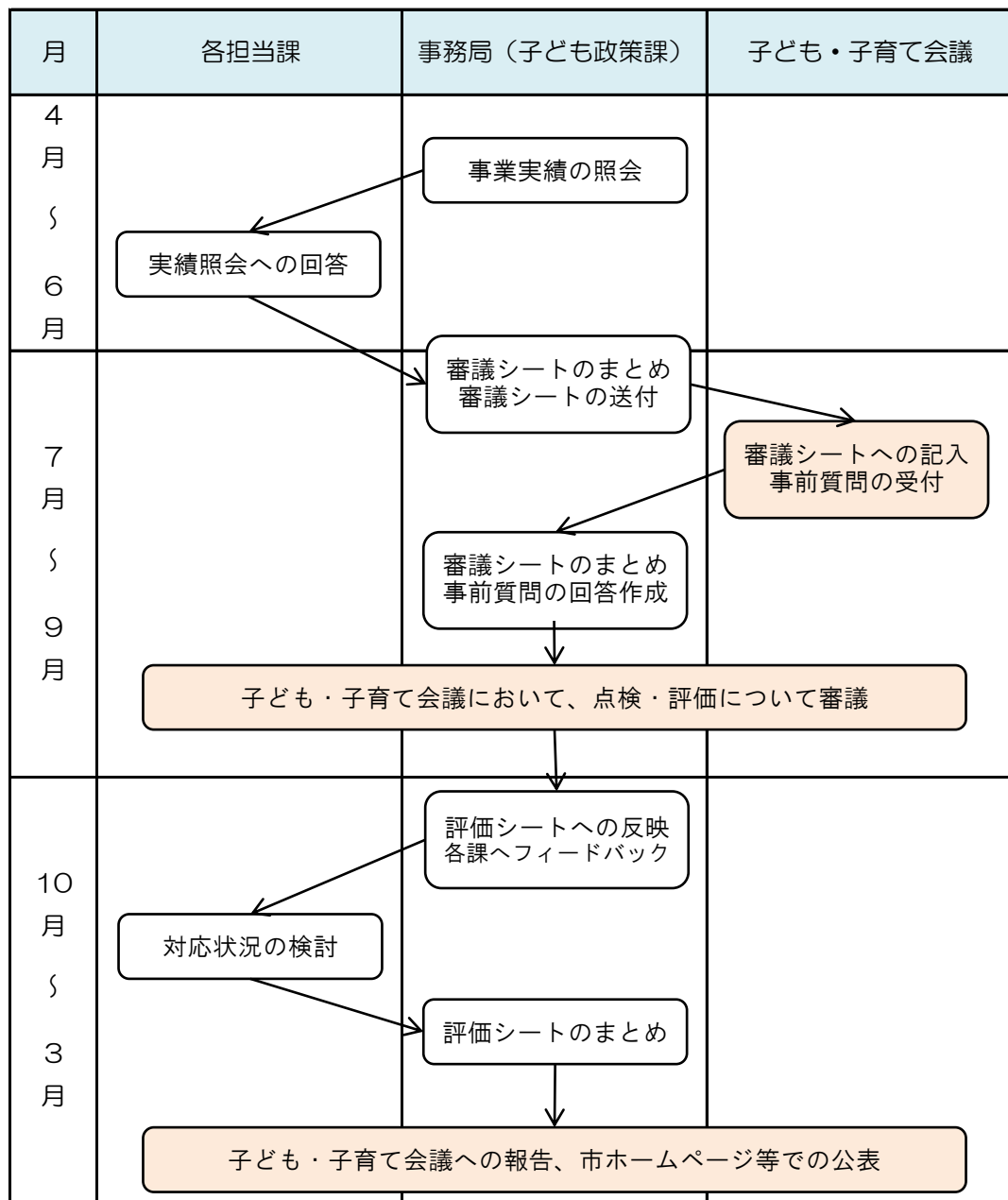
→ 平成27年3月に策定した「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の検証方法について審議を進め、検証方法や、事業を評価するための評価シートの様式を定めた。それらの検証方法に基づき、計画の進捗を管理している。

■ 子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（平成29年度）

→ 本計画の中間年度である平成29年度には、実際の利用状況と計画策定時の見込み値にかい離が生じている内容について、実際の利用希望に応じて適切に取り組みを行えるように計画内容の見直しを行った。

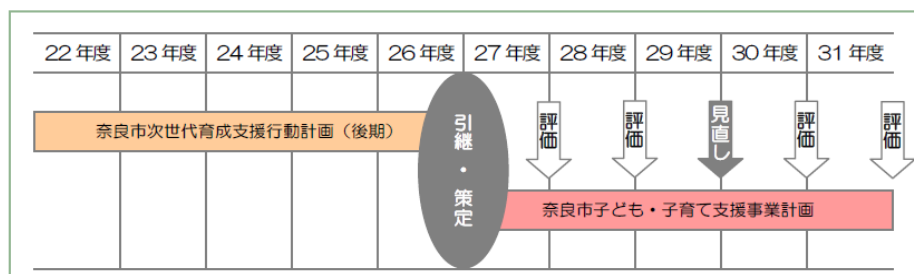
9 平成28年度以降の取り組み

- 「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」について継続的に点検・評価・見直しを行っていくため、このプランの前年度実績について評価していただきます。そして、予算要求を通じて見直しの検討を行い、年度末の子ども・子育て会議において、対応状況の報告を行うことを予定しています。



- 事業計画中間年である平成29年度に計画の見直しを行いました。

【 計画期間 】



平成30年度 奈良市子ども・子育て会議等開催スケジュール案

	子ども・子育て会議	教育・保育部会	子ども条例部会
4月		※ 案件ができ次第、開催。 最大4回程度を予定。	
5月			<第1回> ・子ども条例検証(提案) ・奈良市子ども会議について
6月			
7月			
8月	【第1回】 ・計画の進捗状況について ・部会の報告 ・条例について		
9月			
10月			<第2回> ・子ども会議の検証 ・子ども条例の検証まとめ
11月	【第2回】 ・計画の進捗状況について (委員の意見と各課の回答) ・部会の報告		
12月			
1月			
2月			<第3回> ・子ども条例検証報告書案 ・子ども条例の検証(次の条)
3月	【第3回】 ・H31の提供体制 ・部会の報告		

1 奈良市子ども条例部会について

(1) 設置根拠

「奈良市子ども・子育て会議子ども条例部会設置要領」

(2) 設置目的

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第19条第3項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て会議においてこの条例の取組状況について検証を行う必要があり、この検証を集中的かつ効率的に行うために子ども条例部会を設置します。

【部会の所掌事項】(設置要領第2条)

- (1) 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例(平成26年奈良市条例第51号。以下「子ども条例」という。)の規定に基づく事業等の実施状況の検証に関する事項
- (2) 子ども条例第12条に規定する子ども会議の運営に関する事項
- (3) 前2号のほか、子ども条例に基づく施策の推進に関し必要な事項

(3) 子ども条例部会委員

部会の委員は、奈良市子ども・子育て会議に属する委員、奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会長が指名することとなっており、次のとおり合計17名で構成されています。

[委員名簿]

奈良市子ども・子育て会議委員	奈良市職員	奈良市教育委員会事務局
岡田委員(職務代理)	子ども政策課長	教育政策課長
金野委員	こども園推進課長	学校教育課長
栗本委員	保育所・幼稚園課長	いじめ防止生徒指導課長
篠田委員	子ども育成課長	地域教育課長
浜田委員(部会長)	子育て相談課長	
福原委員	健康増進課長	
須川委員		
計 7名	計 6名	計 4名

2 第11回 子ども条例部会の開催について

(1) 開催状況

開催日時 : 平成30年5月17日(水) 午前10時から正午まで
開催場所 : 奈良市役所 北棟2階 第16会議室
出欠状況 : 委員17名中15名出席

(2) 議題又は案件

[議題]

- ① 平成30年度奈良市子ども会議について
- ② 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第17条の検証について

(3) 決定又は取りまとめ事項

- ◆ 平成30年度奈良市子ども会議開催案については、学校で配付する募集チラシについては、対象者全員に一人1枚ずつ配付することとし、その他は事務局案のとおり承認された。
- ◆ 子ども条例第17条の検証については、会議の中でいただいたご意見に加え、会議後に追加のご意見があればメール等で後日、提出していただき、それらのご意見をもとに検証報告書案を作成することとなった。

(4) 議題又は案件に対する主なご意見等

[議題]
① 平成30年度奈良市子ども会議について
・ 学校で配付する募集チラシについては、対象者全員に行き渡るように配付した方がよいのではないか。
・ 奈良市の居場所や遊び場について情報提供しながら、みんなで考えてもらえたらいいと思います。また、行政だけでなく、地域で居場所づくりの活動をされている方も巻き込んだ議論ができればいいなと思います。
・ 市内のことだけでなく、市外のことについても情報提供できればいいと思います。
・ 子どもがどういうところで遊びたいのか、遊んでいるのかなどの意見が出てくればいいと思います。
・ 子どもたちから出された意見について、大人が受け取ることは大事だと思います。市だけでなく、地域の自治会や大人たちの目の届くところに周知されるとすごく意味があると思います。
② 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第17条の検証について
・ 居場所というのは安心して自分の存在感を感じられるところだと思います。子ども食堂も今、居場所になりつつあると思います。
・ 遊び場や居場所づくりをしている人たちが同じ意識を持って考える場というのがあった方がいいと思います。
・ 遊び場っていうのは人間関係がある場所で、子どもにとってはストレスがかかる、それが成長につながるというところなのかなと思います。居場所は、その遊び場に行くことがしんどい子もいてるという意味かなと思っています。

- ・大人は昔と比べて外で遊んでいないとか遊び場が足りないとも思っていますが、子どもは今の現状しか知らないのです、そのあたりは意見の引き出し方が重要になるのではないかと思います。
- ・家でゲームをしている子どももいるが、そればかりではないし、本当は外で遊びたいということもあるので、子どもが見つけてくる遊び場というのは大人には気付かないところというか、そういうものを子どもは求めていると思うので、そのあたりで工夫ができればと思います。
- ・子どもたちの遊び場の問題って、大人の意識の問題というか、周りの大人にどれだけ理解があるのかということになってくると思います。
- ・小学生の子どもたちってすごく工夫する力があると思います。そういったことを大切にすることが遊び場づくりにとって重要かと思います。今は公園などで禁止事項が多く、工夫する力がすごく減っているのかとも思います。
- ・遊び場を作るうえで、例えば、どういう子どもを育てていくためにはどういう場が必要であるとか、奈良市が取組の方向性を示す必要性があると思います。
- ・例えば、天理市にはコフフンができましたが、子育てに対して積極的に取り組んでいるということをアピールする力があると思います。
- ・居場所づくりにあたって、シルバー世代を巻き込むなど世代を超えた居場所づくりができればいいと思います。

奈良市子どもにやさしいまちづくりプランの 平成29年度進捗管理に係る委員評価(案)

奈良市子ども・子育て会議委員から「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の点検・評価に関してご記入いただきましたご意見等をもとに主なご意見を事務局案としてまとめています。

◆ 奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン

[基本方針1 子どもがいいきと心豊かに育つまちづくり]

① 子どもの権利保障のための取り組みの推進(No.1)	1
② 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保(No.2～No.7)	1
③ 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実(No.8～No.15)	3
④ 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実(No.16～No.24)	6
⑤ 子どもの居場所や体験活動の充実(No.25～No.33)	9
⑥ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実(No.34～No.39)	12

[基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり]

⑦ 妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実(No.40～No.52)	14
⑧ 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実(No.53～No.55)	18
⑨ 小児医療体制等の充実(No.56～57)	19
⑩ 子育て中の親子の居場所づくりの推進(No.58～No.63)	20
⑪ 多様な子育て支援サービスの充実(No.64～No.67)	22
⑫ 子育てに関する相談体制・情報提供の充実(No.68～No.72)	23
⑬ 子育て家庭への経済的な支援の充実(No.73～No.76)	25
⑭ ひとり親家庭への支援の充実(No.77～No.83)	26
⑮ 障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実(No.84～No.96)	29
⑯ 児童虐待防止などの取り組みの充実(No.97～No.100)	33

[基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり]

⑰ 地域における子育て支援活動の充実(No.101～No.103)	34
⑱ 地域における子どもの見守り活動の推進(No.104～No.107)	35
⑲ 男女共同の子育ての推進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成(No.108～No.109)	37
⑳ 安心して外出ができる環境づくりの推進(No.110～No.114)	37

奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン 事業評価シート

【 事業評価シートの記入の流れについて 】

■基本情報

事業No	1	事業名	奈良市子ども会議開催事業	部名	子ども未来部	課名	子ども政策課
事業内容	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。			指標	奈良市の子ども会議参加者の意見表明に対する満足度 (%)	平成26年度実績値	平成27年度より実施
				量の見込みと確保方策(事業計画第5章)対象事業			該当なし

■事業の取組状況

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
予算・決算額	(予算)	1,191	千円	(予算)	917	千円	(予算)	900	千円	(予算)		千円
	(決算)	756	千円	(決算)	730	千円	(決算)	690	千円	(決算)		千円
目標値と実績値	(目標)	75		(目標)	80		(目標)	85		(目標)	95	
	(実績)	77.5		(実績)	79.6		(実績)	80.1		(実績)		
① 取り組み内容・成果等	「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」が平成27年4月1日から施行されたことから、「奈良市子ども会議」を開催し、会議に参加した子どもたちの意見をまとめ、市長に提出した。		「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」に基づき、2回目となる「奈良市子ども会議」を開催した。今回は会議の中に子どもたちが話し合うテーマに関する担当課職員に出席してもらい、議論を行い、子どもたちから出された意見をまとめ、市長に提出した。		3回目となる「奈良市子ども会議」を開催した。今回は、参加者の募集段階から話し合うテーマを「いじめ」に設定し、また、テーマに関わる関係者にも出席してもらい、議論をおこなった。子どもたちから出された意見は子どもたちによりまとめられ、市長に提出した。							
取り組みの方向性 (課題・改善点等)	子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもが意見表明をし、参加する場として「奈良市子ども会議」を開催する。この会議に自主的及び自発的に参加し取り組んでもらえるよう子どもたちの関心を高めていく。また、「奈良市子ども会議」での提案を市政に反映できるよう事業展開を行っていく。		今後も引き続き、子ども会議を開催し、この会議に自主的及び自発的に参加し取り組んでもらえるよう子どもたちの関心を高めていく。また、「奈良市子ども会議」で出された意見を市政に反映できるよう事業展開を行っていく。		これまでに3回の子ども会議を開催した。この事業の指標である満足度は、目標には至っていないが、緩やかに上昇傾向にあるので、引き続き、子ども会議に自主的及び自発的に参加し、取り組んでもらえるよう子どもたちの関心及び満足度を高めていく。また、「奈良市子ども会議」で出された意見を市政に反映できるよう事業展開を行っていく。 以下、省略							

■事業の進捗状況に対する担当課評価及び奈良市子ども子育て会議における意見等

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 担当課評価	B	B	B		
② 子ども・子育て会議 における意見等	・積極的に意見交換する子どもたちが目立ち、内容も工夫されている。参加する子どもたちにとって意味のある取り組みとなっているが、「奈良市全体の子どもたちに向けて」と考えると、もっと取り組み方に広がりがあるかもしれない。 以下、省略	・参加した子どもの満足度も高く、意味のある充実した取り組みになっていると思う。ただ、参加する子どもが一部の生徒・児童に限られてしまっているという点はあると思います。 以下、省略			
③ 意見等に対する対応状況	奈良市子ども会議における参加者募集やその取り組み方については、決まったやり方を続けるのではなく、いただいた多くのご意見を参考にしながら子ども会議がよりよい取り組みとなるよう常に改善を図っていく。 特に参加者募集については、より多様な意見が出されるように周知先を増やす等の工夫をしていきたいと考えている。 以下、省略	より多くの子どもに参加してもらう工夫として、今までに参加者がいない学校等への個別の案内や、子どもの集まる施設での啓発などを行った。地域教育協議会については、子ども会議での意見や取組についての情報共有を行っている。 以下、省略			

■奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 子ども及びその関係者に適切な情報を提供したか	A	A	A		
② 子どもが意見表明や参加の機会を設けるよう努めましたか	A	A	A		

(各年度終了後 4～5月ごろ)

① 各事業担当課が前年度の事業内容等について記載する。
(予算・決算額、目標値・実績値、各年度の取り組み内容・成果等、取り組みの方向性、担当課評価、子どもにやさしいまちづくり条例に対する担当課評価)

(8月ごろ)

② ①で記載された内容等に対し、子ども・子育て会議委員による進捗管理を行う。

(10～11月ごろ)

③ ②で出された子ども・子育て会議委員からの意見等に対する事業担当課からの対応状況を記載する。
(ここまでの内容をプランの前年度分の進捗管理状況として、公開する)

今回いただいたご意見
はこの欄に反映されます。

① 子どもの権利保障のための取り組みの推進(No.1)

1 奈良市子ども会議開催事業

子ども会議の雰囲気伝えられる様な媒体、名前、サブタイトルが必要ではないかと感じました。例えば、【「市長と直接対話してみたい！」そんな希望を叶えるチャンス！】であるとか、「やってみたい」という気持ちを刺激する様な、一言があればよいと思います。また、保護者に控室があるとよいのではないのでしょうか。他にも、キッズスペースがあること、駐車場無料、傍聴可能(退席自由)等の案内があれば、保護者に対してウエルカムな思いが、伝わるのではないのでしょうか。

テーマの選定を含め、積極的な取組は評価できます。

初回から提出されている市長への提案について、具体的に検討されているかの発信が必要ではないのでしょうか。

子どもの多様性を尊重するような、あらゆる年齢層、ひとり親家庭、外国籍の子ども等の少数意見にも耳を傾ける工夫ができるともっと豊かな会議になると思います。

さらに広域での参加者を募るため、これまでの実績を様々な手法で情報発信し、特に学校との連携をこれまで以上に強化してほしい。また、開催場所も固定せず、いろんな場所で開催してはどうか。

市政に関心を持つといった側面からは参加する子どもたちにとっては意味ある取組となっており、参加者の満足度も高い。運営に関してはスタッフ、担当課の努力によるところが大きいですが、柔軟に対応する参加者の子どもたちに助けられている部分もあると思われる。

その一方で、テーマ設定や会議の流れ、会議のゴールのあり方など、大人が子どもに「こうしてほしい」という意図が年々顕著になっているように感じられ、子どもたちの自由な意見を出し合える会議となっているのかが不安である。スタッフの学生やリピーター参加者も巻き込んだ形で、子ども会議自体の今後のあり方を話し合うような場が別にあっても良いように感じられる。

② 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保(No.2～No.7)

2 教育・保育施設及び地域型保育事業の整備

待機児童解消に向けた受け皿の確保は、喫緊の課題であるため、目標に掲げた数値をしっかりと実現できるよう取り組んでもらいたい。

一方で、ただ受け皿だけを増やし、数字上だけの解決を目指すのではなく、子どもの育つ環境をどのようにしていきたいのか、どんな環境を提供していきたいのか、子育て環境のデザインを踏まえて整備を進めてほしい。

施設整備を積極的に推進され、定員増・入所児童数を拡大、待機児童を減らしてきたことは高く評価できる。但し、待機児童解消“0”を目指すという点では依然ハードルは高い。

平成29年に行った「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」見直し後の最終年度(31年度)の保育希望率は2号で49.9%、3号の1・2才児では45.0%という数値見込みであり、目標設定そのものに疑問が残り、更に、政府が予定している保育・幼児教育無償化が実施されれば、先行実施自治体の状況からも、入所希望の更なる増大が予想されることから、数値目標を抜本的に見直し、待機児童増加地域への更なる施設整備が必要と考えます。

また、施設整備だけでなく保育士の待遇改善も重要な課題です。保育士の待遇改善にも思い切った予算措置が必要です。一方で、既存園では、定員を大幅に超えた詰め込み保育の問題も深刻です。

本プランでも指摘しているように「乳幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」であり、本条例の理念でもある「子どもの最善の利益を保障する」観点からも、詰め込みを前提にするのではなく、子育て世帯からの最もニーズの高い公設公営も含めた認可保育所の整備拡充へ、基本施策を転換していくことが望ましいと考えます。

保育ニーズは多様になる少子化の中で、大規模な施設整備を伴わず、きめ細かい小規模保育や家庭的保育の必要性は高まると考えます。待機児童解消というだけでなく子育て支援の視点を盛り込んだ小規模保育の実現を期待します。

3 市立こども園の設置

。幼保連携型認定こども園の設置運営基準では、3才以上の園児については「同じ年齢での学級編成が原則」とされています。そのことから、

- ① 生活リズムの違う子どもたちを同一クラスにすることによる問題
- ② 長期休暇のあるなしによる経験の違いによる保育の調整の大変さ
- ③ 3才児クラスでの保育経験のある子どもとない子どもを同一クラスにすることの問題
- ④ 幼稚園教諭と保育士の勤務条件、保育観等のちがいによる調整の大変さ
- ⑤ 保護者会、PTAの違いによる保護者の活動の困難さ

等が指摘されており、保育の質にかかわる大きな課題となっていると思われますが、このような視点からの評価も必要ではないでしょうか。

そもそも、既存の幼保や認定こども園にしても幼稚園型、保育園型の検討がされていないのではないのでしょうか。今後、幼保のすみわけを基本にしつつ、認定こども園での1号の子どもの保育時間の延長、幼保別のクラス化等を検討される必要があるかと思えます。

4 幼稚園等の一時預かり事業

昨年度の対応欄において、「各園でアンケート調査等によりニーズを把握したい」と記載があつて、当該年度について「保護者のニーズに応え」とあつたが、具体的にどのようなニーズであつたのか明確に示してほしい。

私立幼稚園は、すでに一時預かりを行っている。これに対して補助をしていくということになるのか。公私ともに一時預かりを含めてどのように待機児童を減らしていくか総合的にどのように戦略立てられているか見えにくい。

5 保育所等の延長保育

延長保育も重要ですが、奈良市に住む子育て世帯の勤務先の実態等をふまえて、保育時間の延長等に対応をお願いします。

新制度により、保育短時間、保育標準時間の2区分となり、それを超えた場合は延長保育料が発生する仕組みとなり、特に短時間認定を受けた保護者は日々変動する仕事の終了時間とお迎えの時間のせめぎあいのなかで余裕を無くし子どもにきつく当たったり自責の念に駆られたり、逆に、保育時間が保育料の対価であり権利であると認識することで、子どもの迎えの時間が遅くなり、保育量が増大するといった弊害も生れている。保育で大切な子どもを保護者と保育者が共同して育てていくという意識が希薄化し保護者と保育士との間に分断を生むことなども懸念されており、こういった視点からの評価も検討すべきと考える。園や保護者から聞き取りするなど、実際にどうなっているのかを検証し、保育料の差が1.7%しかないなかで短時間・標準時間の区分をなくすことも含め再検討すべきと考える。

延長時間の拡大等、多様化する保育ニーズに対応するには保育士の確保や処遇改善など多くの課題解決が必要であるが、年々減少傾向にある利用児童数は私立保育所での実施園数が減少していることが原因となっているのでしょうか。30年度は目標値も大幅に増加するが、目標達成に向けた利用しやすい施策が早急に必要であると感じる。

6 休日保育事業

保育コンシェルジュによる聞き取りと、ニーズの把握は必要ですので、今後もきめ細かな対応をお願いします。
保育ニーズはますます多様化していきますが、顕在化するニーズに応えるだけでなく、子どもにやさしいまちづくりにつながるようなニーズをしっかりとみ取ることも必要だと思います。なので、目標値の見直し等も検討してください。

休日保育については実施箇所が少ないため就労場所等への通勤時間の関係から預けにくく、実際には高額な自費による託児所へ預けるケースも少なくない。各園でアンケート調査を行うなどニーズの高い園で優先的に実施できるよう予算化の検討を。

利用者実績が減少傾向となっているので、アンケートなどを通して利用者ニーズをしっかりと把握し、利用のしやすさや安心感を伝える情報発信を積極的に行っていただきたい。

保育コンシェルジュの仕事内容、どのような人がコンシェルジュをしているのかを知りたい。休日保育は、サービス業の多い奈良市では、土日に働いて欲しい企業が多い。企業側の思いと保育事情があっていない。休日、夜間の保育園が充実してほしい。

7 夜間保育事業

「保育コンシェルジュ」の役割や、対応できる内容、どの場所で、どの様な相談を受ける事ができるのかといった情報提供がもっと必要だと思われます。

保育コンシェルジュによる聞き取りとニーズの把握は必要ですので、今後もきめ細かな対応をお願いします。
多様な働き方の実現に寄与することになると思いますので、保育士の確保等に取り組みつ、安定した受け入れを目指してください。

③ 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実(No.8～No.15)

8 保育所及び幼稚園等職員研修の推進

保育士や幼稚園教諭の質の継続的向上は必要不可欠ですので、一人一人がしっかりと研修を受けられる体制確保をお願いしたい。

変化が激しく、また多様化する保育ニーズに応えるためには、様々な研修メニューが必要になるため、どのような研修を実施するのかについてももしっかり検討する必要がある。

保育の質は研修も重要であるが、学びを実践に生かし、実践から教訓を導き出し職員みんなで共有することが重要です。経験を積み重ねていくためにも、その前提として、保育士が安心して働き続けられる環境をつくることが重要となってきます。奈良市内の認可保育所(公立・私立)で働く保育士の勤続年数を明らかにし、保育士の労働条件、労働環境の改善を図る中で、他の指標と同様に数値目標化することが重要ではないでしょうか。多くの保育士からは「保育所の中でその日の引き継ぎがやっとである」のが実感だと聞いている。特に、勤務形態に関わらず、自治体職員は市民サービスの担い手であり、経験ある職員の退職は市民の損失であるという認識が必要だと思います。また、本プラン、条例の基本理念、園児数からも公立だけでなく私立の職員についても園の経営者任せにせず同様の研修や勤続年数の延伸が保障されるよう一定の予算措置が必要だと考えます。

9 保育所及び幼稚園等と小学校との連携の推進

幼保から小学校への滑らかな接続は大事ではあるが、就学前の保育や教育を学校教育の前段として捉えることだけに課題を矮小化してしまうことがないようにお願いしたい。乳幼児期という、人格形成の土台を育み、一人一人の子どもの発達を保障していく視点が薄れないよう、本プランの基本理念に則り、長期的な視点に立った連携のあり方についても検討していただきたい。

10 特別支援教育支援員の配置（幼稚園等）

発達支援センターの予約も取りづらいとよく聞きます。本当に必要な子どもに支援が行き届いていない気がします。園で専門家に相談できる機会を増やすこと等をお願いしたいです。

支援体制の中に、エピペンを持している食物アレルギーの園児や、ケアの必要な喘息やアトピー等も対象にしていけると助かります。

11 公立保育所等の充実

民間保育所の保育士は処遇改善加算の適用等により、給与または手当等で処遇改善が行われているが、公立保育所職員は、条例による給料表の適用があるが、公立保育所に勤める保育士についても、処遇改善加算を適用できるよう制度の見直し等について努めていただきたい。

平成30年4月の公立保育園10園の正規職員数(再任用含む)は170名、非正規は180名、こども園15園の正規職員数(再任用含む)は151名、非正規は182名です。生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期を担う保育、教育体制として、非正規が過半数を占めている現状に疑問を持たざるを得ない。一般的に保育士の労働環境はブラック化しており、介護と並び人が集まりにくい職種といわれている。改善されたとはいえ、公立でも非正規となると、賃金も低く、土曜出勤や時差勤務など、労働条件的にも良くなく就労につながりにくい。また、保育士が個人情報が入ったUSBメモリーを紛失するという問題が議会でも取り上げられており、市の答弁などからも、担任は園だよりやクラスだより、保育計画や指導計画、記録の提出等、事務作業が多くあるが園ではほとんどできず、家に持ち帰り作業していたとのことであり、保育士の増員を対策の基本に据え、処遇改善や労働環境を改善する中で、保育士の確保に取り組むことが重要ではないか。大和郡山市議会では、自治体の臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書が採択されており、奈良市でも参考にしていきたい。

年々目標と実績の乖離が大きくなっている。目標達成に足りないものを分析し、取り進めてほしい。
保育士の確保や定着は、非常に難しい課題ではあるが、予算をフルに活用しながら労働環境の整備に努めてほしい。

12 保育所等における食育の推進

食物アレルギー対応ですが、メニュー表を多色刷りにする事ができないでしょうか。

卵、小麦、牛乳等、主要なものだけでも、色別にできれば、育児現場でのチェックもしやすいのではと考えます。

食物アレルギーを持つ乳幼児は増加傾向にあり、全国的には死亡事故などの重大な事故も多数報告されている。対策については保護者との連携強化やヒヤリハットなどの情報共有、事故発生時の対応研修も重要だが、保育士や調理職員の配置を増やさないと、入所児童数の増加に伴いアレルギー対応児が増加する中、十分に目が行き届かないのではないかと。アレルギー対応児の多い園への保育士、調理職員の加配など、一定の予算措置も必要と考える。

個別対応には費用もかかると思いますので、実現に向けた予算化をお願いしたいです。

13 民間保育所等運営費補助金

保育士の確保が大変難しい状況である中、給与改善の他にも、住宅補助など奈良市が活用できるものを最大限に活用し、福利厚生充実が図られる事が必要だと思われます。

他のアルバイト、職種では得られない、単価増額だけでは終わらない、雇用形態の大きな改善が必要ではないでしょうか。

民間保育園では保育士の募集について問題が山積しており、給与と労働条件の改善ができる公定価格・補助の引上げ、最低基準の引上げが急務です。市としても事業者の声を聞き、運用面での改善等、一定の努力が必要と考える。

補助と同時に経営に関する指導も必要である。

14 保育所等のサービス評価の実施

第三者評価受審の存在がある事自体、一般に知られていません。

JASマークの様に、このマークがあったら安心だと判断できる様な、社会的信用性のある評価が存在している事を、まずは一般に認識される事が必要だと思います。

また、評価される事で、保育所にとって、利益や安定的な運営につながる事が無ければ、サービス評価の実施はあまり意味を持たないのではないのでしょうか。

第三者評価を受審する施設数が指標となっているが、平成27年度以降、実績も予算執行も行われていないことから、本気度が感じられない。

計画的に受審してもらうためのロードマップや、実施に向けたマニュアル等を整備するなどし、各園が受審に向けて動き出せるような働きかけをおこなうべき。

実績がゼロとなっているが、問題点を明確にし第三者評価を通してチェック体制の充実を図ってほしい。

15 私立幼稚園運営費補助金

継続的支援により、保護者の財政的負担の軽減を図っていただきたいが、額としては、公立幼稚園に比べると低いと感じる。同じ奈良市の幼児であり、需要も多いこと、またこれまで公立園に先立って奈良市の幼児教育を担ってきた実績を考慮され、更なる充実を図っていただきたい。

預かり保育の充実がとても重要です。また私立幼稚園ならではの教育を維持できるよう支援をお願いしたいです。

④ 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実(No.16～No.24)

16 人権教育推進のための副教材の配付

道徳科が教科として導入されている現在のカリキュラムの中で「なかまとともに」をどう活用しているのか。現実的な事業内容なのかも含め、現場の実態などもはっきりしていない中での評価であるように思う。

17 地域で決める学校予算事業

コーディネーターの育成も重要だと思うが、コーディネーターが配置されることによって、具体的にどうなるのかがわかりづらい。

地域で決める学校予算というものが、具体的にどのようなものなのかを、地域住民がイメージできているものなのでしょうか。

中学校区単位は規模が大きいので、具体的な事業内容が伝わってこないです。例えば小学校区を単位とするなど、より身近に感じられるようにはできないでしょうか。

持続可能な組織としての方策が、会計処理等事務を地域の方々が受け持つことであるというのは目標の捉え方として適切と思えない。地域で決める学校予算事業や地域教育協議会の活動がどのようなものであるのか、地域や保護者には浸透しておらず、既存の団体からコーディネーター等の人員を出して運営している状況である限り、後継者不足が続き形骸化や先細りの事業となるように思う。事業を通じてこの組織自体で担い手を作り出していける活動を考えなくてはいけない時期にあると考えます。

地域で決める学校予算事業(地域教育協議会)は、地域での取組に温度差があり一律には語れないが、「交流の集い」などを通して地域の理解も増加してきたと思う。平成31年より全校で、コミュニティスクール(学校運営協議会)制度が新設されようとしています。予算措置がされている地域教育協議会が中心軸となって学校運営協議会を進めていくことによって、地域の関わりも明確になってくると思う。

18 世界遺産学習推進事業

身近にある世界遺産を活用することは有意義だと思うが、世界遺産に触れることが地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることにつながるか疑問。指標については再考の余地があると思います。

19 学校ICTの推進

環境の整備には初期の投資は必要となるものの、効果的な活用を通じて学力及び学習意欲の向上に向け、取り組んでいただきたい。また全教職員の研修も当初の負担は大きいがスムーズに授業で活用できるよう積極的に実施してほしい。一方、きちんと鉛筆で字を書く、自然に触れるなどの実体験を増やし、環境面ではエアコン設置等子どもの安全面を最優先に取り組んで欲しい。

20 地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進(学校の自己評価)

学校評価とその分析については各学校で取り組んでおられるようですが、次年度に向けた的確な課題設定やそれに対する検証といったことが十分に行われるためには引継ぎ体制等の問題があるように感じる。異動の多い教員の間でこうしたことを行っていくためには、時間をそこに割けるだけの負担軽減も必要と考えられる。

21 コミュニティ・スクールの導入

学校ビジョン等を学校と共有している地域、保護者はごく一部の人に限られており、コミュニティスクールとは何か、また地域の学校がコミュニティスクールであるかどうか、ということさえも認知度は低いと思われる。
地域教育協議会の活動と同様に、その目的や意義を知らせていく必要があると考えられる。

平成31年完全実施に向けて取り組みをされていますが、地域側での理解がまだ進んでいないように思います。学校長と地域の団体とのコミュニケーションの場の設定が必要。地域では、地域自治協議会づくりに向けて地域内組織の連携や協働に向けた取組をしているのでその関係性を使って「地域とともにある学校づくり」の具体的な取組事例等を例示しながら進めると地域は受けやすいと思います。

22 小学校での少人数学級の実施

小学校での少人数学級の実施という点で、奈良市はこの数年間で後退を続けている。
個別対応が必要等の課題は別の問題として評価すべきであり、予算額が年々減少し3～6年生が35人から40人と少人数学級ではなくなっている現状を正しく評価するべきだと考えます。
奈良市教育大綱においても「教員が授業など児童生徒への指導に専念できるような負担軽減」こそが質の高い公教育の実現に結び付くとされており、これを受けた奈良市教育振興基本計画でも小学校3～6年生における35名以下学級を継続し「少人数学級」のよさを生かした教育を推進するとしている以上、逆行する市の方針変更に変え失望しております。

23 教職員研修の推進

教職員研修の充実は、子どもたちの成長に必要不可欠です。一人一人の個性を大切にできる教員を育成するための研修をしっかりと受講させることが必要です。

学校の教え方はまだ、昔と変わらない一方通行的な授業のイメージ。社会では、自ら意見を言い、行動できる人が求められるので、そんな研修もいれるべき。

24 中学校給食実施事業

中学校全校の給食開始は、保護者の負担の軽減につながるので非常に評価できる。一方で、選択制になっていると、場合によっては貧困等が浮き彫りになる可能性もあるため、給食費負担の軽減と、完全給食化の実現を目指してもらいたい。

保護者の負担が軽減されるのでありがたいです。しかし、アレルギー食への対応はまだまだ不十分なので、柔軟に対応していただきたいと思います。

⑤ 子どもの居場所や体験活動の充実(No.25～No.33)

25 放課後児童健全育成事業

実績も着実に増えており、高く評価できる。

夏休みの昼食提供事業に加え、通常時の食堂の開設など、さらに充実したものにしていただきたい。

子どもの居場所としての機能も充実させるため、児童館等との連携も強化していただきたいと思います。

26 放課後子ども教室推進事業

子どもの居場所作りとしても、放課後の子ども教室は推進して欲しいところですが、地域差が強く出ている事業ではないでしょうか。

奈良市の小学生ができるだけ、同じ様な活動を行える様に、スポーツだけではなく、図書室の環境改善を大幅に進め、放課後を自由にすごせる場所の確保に努めて欲しいと思います。

参加している子ども達はとても喜んでいます。希望者のみの教室なので、参加費を集め予算を減らしてもよいのではないのでしょうか。

校区ごとに事情は様々ではあるが、放課後子ども教室に保護者が関わることは良いのだが、保護者が関わらざるをえない状況となっていることは課題の一つだと考えられる。

また、昨年度も指摘させて頂いたが奈良市PTA連合会の安全会保険を適用させている問題については早急に改善して頂きたいと考えている。

27 教育センター学習事業

キッズホリデークラブの活動は、とても人気があり、内容も充実していると思います。ただ、気軽に食事を取れる場所が欠けています。幼い兄弟も一緒に食事ができる無料の解放スペースが必要だと思います。

レストランのスペースは、小さく、アレルギー対応等、低年齢の子どもには特に重要な課題です。乳幼児健診なども行われるスペースでもあり、今後、子ども連れの家族にやさしいスペースの確保に努めていただきたいと思います。

「ワクワクセンター学習」は好評なので、全市の小中学校が参加できるようにした方が良いでしょう。ただ、学校から会場までの交通手段が問題になると思いますが、「みどり号」の活用などを考える。

「キッズホリデークラブ」の多彩なプログラムが提供されているが、家族連れが多いように見える。低学年の参加だけでなく高学年用プログラムやIT関係プログラム等の増加が必要。

28 青少年野外体験施設の運営管理

両施設は、指定管理者制度で運営されているが、不登校生対策施設として教育委員会が積極的に活用するプログラムが必要ではないか。また、市内にある黒髪山キャンプフィールドでは、魅力あるプログラムづくりや、指定管理者の都合だけでなく、若者（青年）だけでも利用できるような検討が必要ではないかと思います。

29 児童館事業の充実

利用実績が年々減少しているのが気にかかる。

児童館は地域の子育て拠点としての役割が強く求められているため、広報活動を通して利用者の拡大に努めていただきたい。

30 スポーツ体験フェスティバルの開催

31 スポーツ少年団の育成

32 子どもを対象とした文化事業の実施

33 アウトリーチ活動の実施

海外では、平日の夜間、または土曜日等、博物館のナイトミュージアム&無料開放Dayが開催されています。博物館が奈良市には色々あり、これらの施設をもっと活用する方法を検討していただきたいです。
土、日曜日、家族が出掛ける事が難しい場合でも、一緒に楽しむ事ができる、美術館、博物館を含めた芸術文化に触れる機会を増やす試みをしていただきたいです。

⑥ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実(No.34～No.39)

34 教育相談業務の充実

スクールカウンセラーが、学校に派遣されていますが、「時々しか会えない相手に、本当に相談できるものなのか?」「本当に親身になって話を聞いてもらえるのか?」「自分の希望する時間に相談できるのか?」と言った初歩的な所で、活用に繋がっていない現実がある様です。私たち親も含めて、スクールカウンセラーに対しての信頼感を構築する機会作りが必要だと思われます。

教育センターにおける教育相談総合窓口での対応が、不登校や特別支援教育の相談ニーズの量に追いついていない現状があると思われる。
信頼できる最初の窓口として、増加する相談に対応できる十分な予算配分が望まれる。

35 特別支援教育推進事業

36 すこやかテレフォン事業

年々相談件数が増加していることは、広報活動により広く周知されているのだと思う。
ただ件数が増えることが決していいわけではないので、相談内容についてしっかりとした支援を引き続き行ってほしい。

37 エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業

38 未成年の喫煙対策

39 思春期保健対策(性)

⑦ 妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実(No.40～No.52)

40 産後ケア事業

認知が低い可能性がある。共働き世代が増えていくので、民間のドゥーラ制の活用も視野に入れて、充実して欲しい。

41 特定不妊治療費助成事業

42 母子健康手帳の交付

43 妊婦健康診査事業

44 親子健康教室

目標値に対して、実績が大きく下回っているため、積極的に参加者を増やす取組を行うべきです。
具体的には、「母親教室」とされている名称を「両親教室」等に変えて、これまで以上に積極的な父親の参加を促すことが必要不可欠と考えます。

45 妊産婦、新生児、未熟児訪問(保健指導事業)

46 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

47 4か月健康診査(乳児一般健康診査)

48 10か月健康診査(乳児一般健康診査)

49 1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科健診

実際に健診に行ってしまうのは、時間がとても長くかかり、とても大変だという事です。待ち時間も長い様に思います。まだ、聞き分けのない子どもを、時には兄弟も一緒に連れて行かなくてはなりません。1度に多くの項目を検査できる事は大事ですが、できれば検査場所を分散する等して1時間以内に終わる内容にする等、健診を受ける親子の負担を軽くする工夫、改良が必要ではないでしょうか。

健診への要望が他にも多く届いていると聞きます。早急に改善する事を望みます。

50 3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科健診

実際に健診に行ってしまうのは、時間がとても長くかかり、とても大変だという事です。待ち時間も長い様に思います。まだ、聞き分けのない子どもを、時には兄弟も一緒に連れて行かなくてはなりません。1度に多くの項目を検査できる事は大事ですが、できれば検査場所を分散する等して1時間以内に終わる内容にする等、健診を受ける親子の負担を軽くする工夫、改良が必要ではないでしょうか。

健診への要望が他にも多く届いていると聞きます。早急に改善する事を望みます。

就学前に心配を抱える保護者が多いと思います。5歳6か月頃に発育発達の健診を行い、就学前に専門の方に相談できる機会を設けるとよいのではないのでしょうか。受診率も高くなると思います。

51 フッ化物塗布事業

52 乳幼児予防接種事業

⑧ 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実(No.53～No.55)

53 妊産婦・乳幼児健康相談事業

54 発達支援

55 妊産婦の喫煙・飲酒対策事業

⑨ 小児医療体制等の充実(No.56～57)

56 休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実

57 妊娠・出産の安全確保

⑩ 子育て中の親子の居場所づくりの推進(No.58～No.63)

58 地域子育て支援拠点事業

児童数だけで事業評価をするのではなく、利用者を保護者と捉える視点も持ち、親の利用数や相談件数等も事業評価の対象としてほしいと思います。

また、他機関との連携が求められる事業なので、支援者の質向上のための研修には力を入れていただきたいです。利用者支援事業や包括支援センターとの連携は不可欠で、在宅で子育てをしている家庭にとっては重要な事業だと考えます。

59 子育てスポット事業

地域格差が広がる時ほど、市町村独自の事業として特色を発揮しながら展開を期待します。

60 子育てスポットすくすく広場事業

子育てコンシェルジュと子育てコーディネーターの役割が重なっていないか、確認が必要。役割分担がわかりにくい。

61 市立こども園の地域活動の推進

評議員の充実を図るのに合わせて、地域と親子を繋ぐことを大きな目標として取り組まなければならないと感じる。

62 地域に開かれた幼稚園・保育所づくりの推進

63 公民館での各種教室・講座

公民館事業で、子どもに関わる事業が行われていますが、ふれあい会館でも実施できるようになると地域も関わりやすい。公民館が積極的にふれあい会館事業について支援することによって、地域の関わりも増やすことができると考えます。

⑪ 多様な子育て支援サービスの充実(No.64～No.67)

64 保育所等における一時預かり事業

子育て支援、児童虐待防止の観点からもニーズの高い事業であり、引き続き利便性も勘案し、実施箇所数の更なる拡大を期待します。

在宅子育て家庭のレスパイトや求職の手助けとなる要素が強い一時預かり事業はとても重要だと考えます。とはいえ普段は保育所を利用していない層が利用することを考慮して、手続きの簡素化など利用しやすい工夫をしつつ、さらなる拡充をお願いしたいです。

65 地域子育て支援拠点における一時預かり事業

日常的に慣れ親しんだ場所や支援者がいるところでの一時預かり事業は、在宅子育て家庭の子どもや保護者にとって安心のよりどころとなると考えます。地域子育て支援拠点事業との連携を図ることで、相談機能としての厚みも出てくることが期待されます。職員配置などを含め柔軟に対応することで、さらなる子育て支援の効果があらわれれると思います。

実績がわかりにくく、ファミリーサポートとの差別化や民間保育所などがある中で、必要性があるか検討が必要。

66 病児・病後児保育事業

病児・病後時保育についてはその性格上、当日申し込みのケースが多く、実施事業所の自助努力だけでは厳しい。常に定員一杯までの応需を求めるのであれば、職員確保が十分できるような予算措置が必要と考える。

67 子育て短期支援事業

⑫ 子育てに関する相談体制・情報提供の充実(No.68～No.72)

68 利用者支援事業

窓口対応の特定型だけでなく、利用者に身近な場所で展開する基本型の整備を進めるというのは先駆的な自治体の取組だと思います。個別支援を進めていくためには、他機関との連携は必至でありますので、相談体制の強化を図るためにも人材育成に力をいれていただきたいです。

子育てナビゲーター、コンシェルジュ、コーディネーターと役割の重複が出ていないか確認が必要である。

69 子育て世代支援PR事業

70 家庭児童相談室運営事業

存在を知ってもらうことがスタートとなるので、広報活動をしっかりと行っていただきたい。
また、平成30年度から予定している子ども家庭総合支援拠点の設置と合わせて、周知をお願いしたい。

71 幼稚園や保育所の子育て相談

72 家庭教育支援事業

⑬ 子育て家庭への経済的な支援の充実(No.73～No.76)

73 子ども医療費助成

長年の懸案であった償還払い(一旦立替が必要)制度が、国の制度改善により就学前までは現物給付が認められ、県内においても平成31年8月からの実施ではあるが、導入が決まったことは評価できる。但し、小中学生については償還払い制度のままであり、県や他の市町村とも協議は必要ではあるが、実施をしている他府県の市町村も参考にしながら、速やかに現物給付方式に改めるべきではないか。本計画、本条例の理念からも先行実施すべき課題であるとする。

現物給付方式の導入をお願いします。後日振り込まれていないトラブルも耳にします。

74 就園奨励費補助

C評価は残念です。大和郡山市等の市町村では、各家庭の市民税を市で確認するというシステムになってきており、働く人の増えた今日では保護者にとっても、ありがたい方法だと思う。

75 就学援助

子どもの貧困が社会問題化する中、他市町村の先進事例に倣い、新入学準備金の入学前支給を前年の中学生に加え小学生も実施する等、積極的に対応されている点は高く評価できる。但し、制度の周知という点では具体的な手立てが不十分ではないか。また、同制度の対象者にとって、医療が必要となった場合、一時的な立替であっても負担は大きく、受診抑制にもつながりかねない。市内の医療機関の中には「無料低額診療事業」を実施している病院や診療所もあり、他の自治体では、同制度利用者に対し医療機関の紹介を行なっているところもある。奈良市においても、子どもの貧困対策として取り入れてはどうか。

76 特別支援教育就学奨励事業

⑭ ひとり親家庭への支援の充実(No.77～No.83)

77 ひとり親家庭等医療費助成

78 ひとり親家庭等相談

現在の日本では、離婚数が増加傾向にあり、それに伴い奈良市でもひとり親家庭の増加、またはこうした状況に対応するための予算が年々増えています。

子どもが5歳になるまでに離婚する夫婦は、全体の離婚数と比べて高い所にあります。

離婚は子どもの虐待や貧困の原因になり得るとも言われます。

予算を確保し支援の充実も必要ですが、民間の力も積極的に取り入れ、離婚を思い留まるなどの多角的な視座を持って、この問題にあたっていただきたいです。

ひとり親家庭の課題や相談内容が(プライバシーの問題を除いて)地域に示されないと取り組むことができない。地域では、民生委員や地区社会福祉協議会の人たちや各種団体が活動しているが、実情・実態を理解できていないと思います。防災関係では、避難行動要支援者支援プランづくりが行われていますが、情報の共有が大切だと考えます。

79 ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等日常生活支援事業の平成26年度実績値が7件から平成29年度実績94件と13倍以上となっている。今後も増加していくことが予想されます。平成30年度は予算額も110万円の増額となっています。また、くらしと仕事支援室を設置されて支援を行なっておられますが、その実態がわからないため地域での取り組みは進んでいない。庁内での関係課の取組の課題の明確化と具体的対策の情報共有が図られると、地域での活動の協働が可能になると思います。

80 母子家庭等就業・自立支援センター事業

利用者が増えることが必ずしもいいことではないが、弁護士相談の設置等を前面に出した広報活動を通じて利用者の拡大を引き続き図っていただきたい。

81 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

82 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業

83 公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用

⑮ 障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実(No.84～No.96)

84 放課後児童健全育成事業施設における障がい児の受け入れ推進

障害を持つ子の家庭の中には、就労、介護、下の子の育児など諸事情により、障害児を放課後バンピホームに通わせたいと考える人も多いと思われる。家庭支援の見地からも希望のある場合はできるだけ受け入れを認めてほしい。障害の程度によっては、困難な場合もあるであろうが、児童が地域の子どもたちに、理解され、地域の一員として大切にされるためには、貴重なふれあいのチャンスでもあると思える。可能な限りの実現をお願いしたい。また、障害を持つ子が安心して過ごせる場所であるためにも、指導員の方に、必要な研修を受けていただいたり、退職の教員の方で、障害児の指導経験を持つ方に積極的に協力していただくなどの対策を取っていただきたい。

85 短期入所

86 障害児通所支援

87 居宅介護

88 行動援護

89 奈良市歯科診療

90 日中一時支援

91 移動支援

92 みどり園

利用者の減少が平成28年ごろからの報告に上がっている。保護者から自分の住んでいる地域から遠距離であること、利用する幼児の障害の程度に差が大きいと感じた、などという声を聞いたことがある。最近子ども発達センターが大きな働きをしていると感じるが、みどり園の立ち位置を明確に、市民に分かりやすく説明、アピールする必要があるのではないか。また、今までの役割の維持だけで利用が伸びないのであれば、変革もありだと思う。利用者の減少は、社会の中でのニーズの変化と捉えて、柔軟に、役割や内容を変化させていく等の対応を取られることが望ましいと思われる。今までの働きの歴史や、広い敷地や施設を有効に活用されることを願う。

93 相談支援事業

94 親子体操教室

95 子ども発達支援事業

96 長期療養児支援

⑩ 児童虐待防止などの取り組みの充実(No.97～No.100)

97 子ども家庭総合支援拠点事業

98 被虐待児童対策地域協議会の活用

通告件数も引き続き多く発生しているが、アドバイザーの招聘や専門性の高いプログラムなどを通して事例検討をいただいていると感じる。支援者向けの研修の充実を図るとともに教育現場や警察との連携もしっかり取っていただきたい。

99 養育支援訪問事業

育児不安解消の相談業務にとどまらず、育児の負担を具体的に解消する育児ヘルパーも業務の内容に含め、個々の子育て家庭のニーズにあわせた支援を実現できる事業だと考えます。虐待予防を視野にいれた場合、相談に加え一段深めた具体的な支援が必要になってきていると感じています。

100 家庭訪問

女性の社会進出の増加や働き改革が家庭環境を大きく変えています。また、ひとり親家庭の増加が子供達に大きく影響しています。

この事業は、出産された家庭への訪問が中心になっていると思いますが、「N078ひとり親家庭等相談・N079ひとり親家庭等日常生活支援事業」また学校教育におけるいじめ・不登校・DVなどの対策として訪問活動が必要ではないかと考えます。新生児・幼児を対象とした家庭訪問対象の範囲を拡大していくことが、学校教育の問題も縮小させる活動になっていくと考えます。

⑪ 地域における子育て支援活動の充実(No.101～No.103)

101 ファミリー・サポート・センター事業

「サポーターは、どんな人がいるのか？」初めての利用者にとって、サポーターとのマッチングの不安があると思います。サポーターと出会う場所として、子育てスポットで保育サポーターが活動する場所を設ける等して、「この人なら大丈夫。」「この人なら懐いてくれそう」そんな安心感を利用者側が体感する場所が必要ではないでしょうか？
また、万が一の事故の場合、奈良市がどのような立場に立って対応するのかを、はっきりさせておく事はサポーターにとっても利用者側にとっても必要な事だと思います。

利用料の一部を助成する等、多様な利用者層を想定した取組を実践していると思います。送迎なども含め、利用者のニーズにあわせたさらなる促進の工夫をしていただけることを期待します。また、提供会員と利用会員の両方会員を増やす工夫を考え、相互扶助の仕組みができれば、子育て家庭のサポート体制が豊かになると考えます。

102 子育て支援アドバイザー事業

昨年度の意見に「子育て支援アドバイザーが、事前面接や書類選考なしに希望する受講者全員が2日間の研修で、アドバイザーに認定される」事に不安を感じるとありますが、私もそう思います。
子育てのアドバイスをする人は、自分の経験だけでなく、確固たる知識量と心理的なダメージを推し量れる、経験豊かな人材が必要だと思われます。アドバイザーは、数でなく、質を求めるべき所だと思います。

103 子育てサークルの支援

予算に対しての実績額が非常に少ないことが気になる。
昨年度の回答で、サークルメンバーがアドバイザーを頼る構図ができているということであったが、実績額が増えていないのに支援できていると言えるのか。
また、平成30年度は予算が減少していることも、活動の抑制につながりかねないと考えます。

「子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークル」を支援することを目標にされて、補助金を出されているとのことですが、子育て中の保護者が全員対象になっているのでしょうか。地域では「地域自治協議会」作りを進めていますが、これらの事業は協働事業とすることができないのではないかと考えます。

⑱ 地域における子どもの見守り活動の推進(No.104～No.107)

104 交通安全教室の開催

所轄警察署との連携により、目標を上回る交通安全教室の実施をしていただいたことは高く評価できる。
自転車の乗り方やルールへの指導については、特に一人で出かけることが増えてくる小学生を中心に引き続き徹底してほしい。
また、通学時の交通事故も後を絶たないため、交通安全教室の範囲ではないが、既存の通学路の安全性確認も所轄警察署と連携して合わせて行っていただきたい。

105 学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実

子ども安全の日の集いを、参加者だけの学びの場にせず、より多くの児童保護者の啓発に効果が出る事業にされるよう期待したい。

事業内容が、「子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます」となっていますが、その評価指標が「子ども安全の日の集い」参加人数(人)」で行われています。

地域では、子供の登下校の見守り活動(立哨含む)、巡視活動、青色パトロール、を行っていますが、少年指導協議会・駅前交番活動・交通安全指導委員・地域安全指導員等々学校との連携は取れていません。それぞれの団体が、防犯の取組をしても連携・協力ができていないと思います。学校教育部が「学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実」を図ろうとするのであれば、「子供安全の日の集い」に集う人数を評価指標とするのではなく、地域で子供達のために活動する団体数や、活動内容を把握して、その連携・協力事業数を評価対象とすべきではないかと考えます。

106 不審者情報の配信

107 「子ども安全の家」標旗配布

「子ども安全の家」の標旗をつけて下さっているお家を見かけますが、その家にどんな人が住んでいるのかは、保護者である私も知らないままです。何かトラブルが生じた時、知らない人の家に本当に、逃げ込む事ができるのでしょうか。安全と書かれていても、ためらうのが普通ではないでしょうか。できれば、「子ども安全の家」の方と交流したり紹介する場を設けて欲しいと思います。

確かに旗は見かけるが、いざというときにどうやって中の人に知らせるかなど、子どもがわかっていなければ、有効な対策とは言えないと思う。各小学校で、児童の通学路と安全の家の位置を確認し、子どもたちにいざという時にどうすればよいかをしっかり伝えておかなければ事業の意味がないと感じる。

⑭ 男女共同の子育ての推進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成(No.108～No.109)

108 イクメン手帳の配布

男性の育児参加、家事分担はありがたい事です、結婚後に起こる「産後クライシス」。女性ホルモンの変化による、母親の精神状態の不安定な状況を知らないままでは、子育てを初めてする夫婦にとって、マイナス要因になると思われます。

男性の積極的な育児参加を求めるのであれば、女性の産後の精神&女性ホルモンの状態を知る必要があると思います。母親教室は赤ちゃんに主眼を置いていますが、出産後、夫婦の関係には変化が訪れます。これからは、産後の夫婦の関係性に主眼を置いた新しい講座や講義も必要だと思います。

乳幼児に関する仕事をしている場所に、啓発のために見本として配布していただけるとありがたい。

109 仕事と生活の調和推進事業

このような取組を行っている企業に対し、奈良市から分かりやすい方法で評価を与えて欲しいと思います。

奈良市が認める「くるみんマーク」の様なものがあれば、これから働く場所を選ぶ人にとっても分かりやすいと思います。企業側にとっても、ある一定のレベルを達成しているとの評価を一般にも公表できる形態をとる事が望ましいと思います。

⑮ 安心して外出ができる環境づくりの推進(No.110～No.114)

110 通学路整備事業

111 公園管理運営

草刈りが年3回から2回に減ってしまったのは、子どもの居場所作り、防犯上も含めて大変問題があると思います。最近、草刈りが出来ない庭や場所に、レンガや小石を敷き詰めたり、ヒメイワダレソウの様な、草刈りの要らないグリーンカバーが存在しています。環境整備は、草刈りの方法だけではないと思います。新しい方法も含めて検討する必要性を感じます。

他府県から移ってきた方に、よく「奈良は子どもが遊べる公園が少ない」といわれる。実際、公園はあるが不審者がでるといふ噂あったり、せっかく広い敷地があるのに鍵がかかったままであったりで使えないなどの声を聞く。高価な遊具を置く必要はないが、子どもたちを安心して遊ばせることのできる場所があることも、過ごしやすい街づくりに必要な条件ではないか。ただ、犬の糞の始末をしないと、マナーの悪い人は多いと想像がつくので、利用については、厳しいルール作りが必要かと思う。

奈良旧市街付近に子供を安心して遊ばせることのできる公園が少ないです。公園そのものが少ないのと、遊具がなかったり、メンテナンスがされていない状況です。

112 公園整備事業

公園を子どもの居場所と位置付けると非常に重要で確保が必要になる。そこにリスクがあると安心して遊ばすことができない。リスクがあるならば早急に改修、撤収すべきである。

113 公共賃貸住宅における多子世帯向けの優先入居制度の活用

114 公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用

子育てしやすい町 奈良をアピールするには、より良い住宅環境を求める子育て世代に積極的に知らせる必要がある事業です。
今あるものを、積極的に活用でき、宣伝もしやすい事業ではないでしょうか。今後は、内容、数ともに充実させ、積極的に活動を行って欲しいです。

その他

目標値の設定の根拠がわかりづらいものが多い。
なぜその数値を目標にするのかを明確にすることが必要だと思います。

評価する対象事業が多すぎると思います。
事業ごとではなく、「施策の方向性」ごとの評価でもよいのではないのでしょうか。

(仮称) 奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例について

1. 権限移譲

平成30年6月27日付けで第8次地方分権一括法が公布され、その中で、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下、「認定こども園」という。）の認定等に係る事務・権限が平成31年4月1日をもって都道府県から中核市へ移譲されることになりました。

2. 本市が独自に定める基準

国が示す基準は、すべて参酌すべき基準であり、これを基に本市の実情に合わせて設定することになります。国基準と異なる基準とすべき特別な事情等がないことから、基本的には国基準どおりとしますが、本市が定めている保育所及び幼保連携型認定こども園の基準との整合性を考慮する必要があります。

本市独自に定める基準は以下のとおりです。

(1) 建物、その附属設備及び屋外遊び場の設置場所

- 入園している子どもの安全性、一体的な教育・保育の提供の観点から、建物等は同一敷地内又は隣接する敷地に設けることを原則とします。

国基準	他施設に関する本市基準	幼保連携型以外のこども園
同一敷地内又は隣接する敷地に設けることが望ましい。 保育所型・地方裁量型について、屋外遊び場は一定の条件のもとで付近の適当な場所で代替可能。	保育所：同一敷地内に限る。 幼保連携型：同一敷地内又は隣接する敷地に設けることを原則とする。	同一敷地内又は隣接する敷地に設けることを原則とする。

(2) 食事の提供

- 調理室を設け、自園調理において食事を提供することを原則としますが、本市における幼保連携型認定こども園との整合を図り、国基準どおりとします。

国基準	他施設に関する本市基準	幼保連携型以外のこども園
調理室は必須、自園調理が原則。 ただし、満3歳以上児の食事は一定条件のもとで外部搬入が可能。	保育所：自園調理のみ。 幼保連携型：国基準と同内容。	国基準どおり。

(3) 職員資格

- 国基準及び県条例の附則において定められている職員資格を緩和する特例については、本市における幼保連携型認定こども園及び保育所との整合を図り、教育及び保育の質を確保する観点から規定しないこととします。

(4) その他（保育所及び幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例において定める項目）

- 認定こども園の一般原則 ○ 暴力団の排除 ○ 園児を平等に取り扱う原則
○ 虐待等の禁止 ○ 秘密保持等 ○ 食事における献立等 ○ 苦情対応等

資料5-2

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設備及び運営に関する基準の概要

区分	国基準	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園			幼保連携型 (参考)
		幼稚園型	保育所型	地方裁量型	
職員配置					
0歳児		おおむね3:1			
1・2歳児		おおむね6:1			
3歳児		おおむね20:1			
4・5歳児		おおむね30:1			
職員資格					
満3歳児未満		保育士資格			保育教諭 ただし、H31年度末まで(施行後5年)は いずれかの資格で可
満3歳児以上		保育教諭が望ましいが、いずれかの資格で可			
学級担任		幼稚園教員免許状 保育所型・地方裁量型は、保育士資格+意欲、適性、教員免許取得へ向けた努力でも可			
教育及び保育に従事する者		保育士資格 幼稚園型・地方裁量型は、幼稚園教員免許状+意欲、適性、保育士資格取得への努力でも可			
学級編制					
3歳児以上		1学級35人以下			
施設設備					
建物等		同一の敷地内又は隣接する敷地に設けることが望ましい。	同一の敷地内又は隣接する敷地に設けることが原則。 (市独自基準)		
園舎		—			2階建て以下を原則
必要な設備		乳児室またはほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室			職員室(保健室)、乳児室又はほふく室、保育室(遊戯室)、調理室、 便所、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備、園庭
園舎(㎡)					
3歳児以上	1学級	A	180		
	2学級以上		320+100×(学級数-2)		
	2歳児以上		—		1. 98×園児数
	0・1歳児		—		乳児室 1. 65×園児数 ほふく室 3. 3×園児数
保育室(㎡)					
2歳児以上		B	1. 98×園児数		
0・1歳児			乳児室 1. 65×園児数 ほふく室 3. 3×園児数		
※ 幼保連携型認定こども園は、A及びBの両方を満たす必要有。その他の認定こども園については、既存施設からの円滑な移行のため、下表の基準となる。					
屋外遊戯場(㎡)					
3歳児以上	2学級以下	C	330+30×(学級数-1)		
	3学級以上		400+80×(学級数-3)		
満3歳児以上		D	—		3. 3×園児数
満2歳児以上		E	3. 3×園児数		—
満2歳～満3歳児		F	—		3. 3×園児数

※ 幼保連携型認定こども園は、GとDどちらか大きい方にFを加えて算出した基準を満たす必要有

※既存施設から各類型の認定こども園に移行する際の園舎・保育室、屋外遊戯場の基準

既存施設からの移行	幼稚園 ⇒ 幼稚園型	保育所 ⇒ 保育所型	保育所 or 幼稚園 ⇒ 地方裁量型
園舎及び保育室の基準	Aのみ (満3歳児未満を保育する場合はBも)	Bのみ	保育所から→Bのみ 幼稚園から→Aのみ (満3歳児未満を保育する場合はBも)
屋外遊戯場の基準	Cのみ (満3歳児未満を保育する場合はFも)	Eのみ	保育所から→Eのみ 幼稚園から→Cのみ (満3歳未満を保育する場合はFも)

項目		国基準	本市の考え方
第1 趣旨	一 幼稚園 型認定こ ども園	次のいずれかに該当する施設をいう。 1 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園 2 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 当該施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 ロ 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。
	二 保育所 型認定こ ども園	保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。
	三 地方裁 量型認定 こども園	保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。

項目		国基準	本市の考え方
第2 職員配置	一	認定こども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね三十人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。
	二	満三歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。 この場合において、一学級の子どもの数は三十五人以下を原則とする。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。
第3 職員資格	一	満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。
	二	満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましいが、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければならない。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。
	三	二の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。

項目		国基準	本市の考え方
	四	二の規定にかかわらず、満三歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事者とするができる。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。
	五	認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。
第4 施設設備	一	法第三条第三項の幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましいが、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合においては、次に掲げる要件を満たさなければならない。 1 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。 2 子どもの移動時の安全が確保されていること。	入園している子どもの安全性、一体的な教育・保育の提供の観点から、建物等は同一敷地内又は隣接する敷地に設けることを原則とします。

項目		国基準	本市の考え方						
	二	認定こども園の園舎の面積（満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、四本文（満二歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては四本文及び九）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。 <table><tr><td>学級数</td><td>面積（平方メートル）</td></tr><tr><td>一学級</td><td>1 8 0</td></tr><tr><td>二学級以上</td><td>3 2 0 + 1 0 0 ×（学級数－2）</td></tr></table>	学級数	面積（平方メートル）	一学級	1 8 0	二学級以上	3 2 0 + 1 0 0 ×（学級数－2）	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。
学級数	面積（平方メートル）								
一学級	1 8 0								
二学級以上	3 2 0 + 1 0 0 ×（学級数－2）								
	三	認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。						
	四	三の保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上でなければならない。ただし、満三歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が二本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。						

項目		国基準	本市の考え方						
五		三の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、1の基準を満たすときは、2の基準を満たすことを要しない。また、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、2の基準を満たすときは、1の基準を満たすことを要しない。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。						
		1 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。							
		2 次の表に掲げる面積に満二歳以上満三歳未満の子どもについて1により算定した面積を加えた面積以上であること。							
		<table><tr><th>学級数</th><th>面積（平方メートル）</th></tr><tr><td>二学級以下</td><td>330 + 30 × (学級数 - 1)</td></tr><tr><td>三学級以上</td><td>400 + 80 × (学級数 - 3)</td></tr></table>	学級数	面積（平方メートル）	二学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)	三学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)	
学級数	面積（平方メートル）								
二学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)								
三学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)								
六		保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。	子どもの安全性及び一体的な教育・保育の提供の観点から、同一敷地内又は隣接する敷地に設けることを原則とするため、削除します。						
		1 子どもが安全に利用できる場所であること。							
		2 利用時間を日常的に確保できる場所であること。							
		3 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。							
		4 五による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。							
七		認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。	食事の提供はすべて自園調理が望ましいと考えますが、自園調理を行うに足る設備の確保が困難な場合も想定されることから、満3歳以上の子どもの食事の提供は外部搬入を認め、国基準どおりとします。						

項目	国基準	本市の考え方
	- 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。 - 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 - 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。 - 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 - 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。
八	幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、三の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。
九	認定こども園において満二歳未満の子どもの保育を行う場合には、三により置くものとされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満二歳未満の子ども一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上でなければならない。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。

項目		国基準	本市の考え方
第5 教育及び 保育の内 容		認定こども園における教育及び保育の内容は、法第六条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づかなければならない。また、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。
	一 教育 及び保育 の基本及 び目標	認定こども園における教育及び保育は、0歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満三歳以上の子どもに対する学校教育法第二十三条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。 このため、認定こども園は、次に掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。 - 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。 - 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。 - 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。 - 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。 - 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。 - 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。 認定こども園は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。

項目		国基準	本市の考え方
	二 認定 こども園 として配 慮すべき 事項	認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。 1 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。 2 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。 3 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。 4 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。
	三 教育 及び保育 の計画並 びに指導 計画	認定こども園における教育及び保育については、二に掲げる認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念や運営の方針を明確にしなければならない。 また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。 1 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。 2 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。

項目		国基準	本市の考え方
		3 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満三歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満三歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること。 4 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。
	四 環境 の構成	認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。 1 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満三歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満三歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。 2 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満三歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満三歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。 3 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。 4 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。

項目	国基準	本市の考え方
五 日々 の教育及 び保育の 指導にお ける留意 点	認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。 1 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。 2 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満三歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。 3 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。 4 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。 5 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。 6 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。 7 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。

項目	国基準	本市の考え方
	8 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。 また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。
六 小学校教育との連携	認定こども園は、次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。 1 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。 2 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。 3 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。

項目	国基準	本市の考え方
第6 保育者の 資質向上 等	認定こども園は、次に掲げる点に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。 1 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。 2 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。 3 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。 4 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育てを自ら実践する力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。 その際、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。 5 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。

項目	国基準	本市の考え方
第7 子育て 支援	認定こども園における子育て支援事業については、次に掲げる点に留意して実施されなければならない。 - 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。 - 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週三日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。 - 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。
第8 管理運営 等	- 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、一人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。この場合、幼稚園型認定こども園のうち第一の一の2に掲げるものにおいては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることが考えられる。 - 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき八時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国基準どおりとします。

項目		国基準	本市の考え方
		3 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。 4 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。また、認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入に適切に配慮しなければならない。 5 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。また、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。 6 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。 7 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。	
附則	1 施行期日	略	
	2 経過措置	施行日から起算して五年間は、第二の一の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。	
	3 認定こども園の職員資格に関する特例	園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第二の一本文により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、第三の一、二及び四の規定にかかわらず、第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。	教育及び保育の質を確保する観点から削除します。

項目		国基準	本市の考え方
	4 認定 こども園 の職員資 格に関す る特例	園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第二の一本文により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、第三の一、二及び四の規定にかかわらず、第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。	教育及び保育の質の確保の観点から削除します。
	5 認定 こども園 の職員資 格に関す る特例	第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。）をもって代えることができる。	教育及び保育の質の確保の観点から削除します。
	6 認定 こども園 の職員資 格に関す る特例	第三の二により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。	教育及び保育の質の確保の観点から削除します。
	7 認定 こども園 の職員資 格に関す る特例	一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第三の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。	教育及び保育の質の確保の観点から削除します。

項目		国基準	本市の考え方	
7 認定 こども園 の職員資 格に関す る特例	次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第二の一により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。		教育及び保育の質の確保の観点から削除します。	
	附則第四項	第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者		幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
	附則第五項	第三の二により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者		小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
	附則第六項	第三の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者		都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

以下の項目は、「奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」との整合性を考慮し、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に適用するものです。

認定こども園の一般原則

- 認定こども園においては、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重しなければならないものとします。
- 認定こども園は、認定基準を超えて、常に、その設備を向上させなければならないものとします。
- 認定こども園は、施設の目的を達成するために、必要な設備を設けなければならないものとします。
- 認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないものとします。
- 認定こども園の職員は、常に自己研鑽^{きんさん}に励み、施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならないものとします。

暴力団の排除

- 運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成 24 年奈良市条例第 24 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならないものとします。

園児を平等に取り扱う原則

- 認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしてはならないものとします。

虐待等の禁止

- 認定こども園の職員は、園児に対し虐待等子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものとします。

秘密保持等

- 認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないものとします。

食事における献立等

- 認定こども園において、食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならないものとします。また、食品の種類及び調理方法については、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならないものとします。
- 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならないものとします。
- 認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないものとします。
- 食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物及び県内生産農林水産物を原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとします。

苦情対応等

- 認定こども園は、園児又はその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないものとします。